

## けいめい記念病院介護医療院ひまわり

### 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

#### 重要事項説明書

令和7年11月1日改訂

#### 1. 法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人 慶明会
代表者氏名	理事長 大浦 福市
当施設所在地	宮崎県宮崎市清水3丁目6番21号
電話番号	0985-24-8661
FAX番号	0985-28-3930

#### 2. 施設の概要

事業所名	けいめい記念病院 介護医療院ひまわり
所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野762番地
管理者名	岩城 彰
電話番号	0985-75-7012
FAX番号	0985-75-7015
事業者指定番号	45B1900011

#### 3. 施設の目的と運営方針

##### (1) 施設の目的

介護医療院とは、日常的な医学管理やターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の支援を一体的に提供します。

##### (2) 運営方針

長期にわたり療養が必要な要介護状態にある利用者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、その方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

#### 4. 設備の概要

定員	25名	
療養室	個室	10室 1室 10. 38 m <sup>2</sup>
	2人部屋	6室 1室 22. 38 m <sup>2</sup>
	3人部屋	1室 1室 30. 60 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1階	炊事、入浴、排泄訓練設備有
食堂兼談話室	2階	
スタッフステーション	2階	
診察室	2階	
調剤室	2階	
トイレ	9ヶ所	車いす用トイレ7ヶ所
浴室	1階	特別浴槽有
シャワー室	2階	
非常災害設備等	全館スプリンクラー、自動通報装置連動火災報知器、非常用予備発電装置、消火栓、消火器など	

#### 5. 職員の配置基準

職種	専従・兼務	常勤換算	職務内容
管理者(医師)	兼務	-	施設業務全般の管理業務
医師	兼務	0. 25人以上	医学的管理業務
薬剤師	専従	0. 08人以上	薬剤管理業務
看護職員	専従	4. 2人以上	健康管理業務
介護職員	専従	4. 2人以上	日常生活介護業務
理学療法士 作業療法士	兼務	適当数	機能訓練業務
管理栄養士	兼務	1. 0人以上	栄養管理業務
介護支援専門員	専従	1. 0人以上	介護サービス計画等業務
事務職員	兼務	適当数	事務管理業務

## 6. サービスの内容及び利用料金

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### <サービスの内容>

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけけるよう配慮します。</li> <li>・栄養状態や摂取状況に応じた個別の対応を行います。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食8:00 昼食11:30 夕食17:30</p>
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の病状にあわせた医療・看護を提供します。</li> <li>・入所時や退所時、また必要がある場合には適宜診察します。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態に応じて入浴又は清拭を行います。</li> <li>・全介助の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士、作業療法士により、入所者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止するための訓練を実施します。</li> </ul>
離床・着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能低下の防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者様とそのご家族からのご相談に応じます。</li> <li>・短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案</li> </ul>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、ご自宅への送迎を行います。</li> </ul>

#### <サービス利用料金>

(1) 介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

( )は個室利用の金額

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	6,210円 (5,580円)	7,710円 (6,850円)	8,280円 (7,150円)	9,270円 (8,130円)	11,410円 (10,270円)	12,330円 (11,170円)	13,140円 (12,000円)
上記サービス費に係る自己負担額1割の場合	621円 (558円)	771円 (685円)	828円 (715円)	927円 (813円)	1,141円 (1,027円)	1,233円 (1,117円)	1,314円 (1,200円)
上記サービス費に係る自己負担額2割の場合	1,242円 (1,116円)	1,542円 (1,370円)	1,656円 (1,430円)	1,854円 (1,626円)	2,282円 (2,054円)	2,466円 (2,234円)	2,628円 (2,400円)
上記サービス費に係る自己負担額3割の場合	1,863円 (1,674円)	2,313円 (2,055円)	2,484円 (2,145円)	2,781円 (2,439円)	3,423円 (3,081円)	3,699円 (3,351円)	3,942円 (3,600円)

(2) 加算について(下記金額は1日当たりの1割自己負担分となります)

項目	内容		利用料金
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置されている		22円／1日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を目的に、基準に適合している施設が、利用者に対しサービスを行った場合		所定単位数に2.6%乗じた単位数
夜間勤務等看護加算Ⅲ	夜勤介護・看護職員を15:1以上配置していること		14円／1日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理状況が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所することが必要と判断し、利用開始となった場合		200円／1日 (入所日から7日間)
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において短期入所が位置付けられていないご利用者を、緊急に受け入れた場合 原則入所日から7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定 ※要介護1～5のみ		90円／1日 (原則入所日から7日以内)
送迎加算	利用者の心身状態や家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる際に自宅と当施設との間の送迎が行われた場合		要介護1～5 184円／片道 要支援1・2 134円／片道
口腔連携強化加算	施設職員が利用者の口腔健康状態の評価を実施し、利用者同意を得て歯科医療機関及び介護支援相談員へ当該評価結果を情報提供した場合		50円／回 (1月1回を限度)
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合		8円／1回(食) (1日3回を限度)
緊急時施設診療費	緊急時治療管理	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要な際に応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合、1ヶ月に1回、連続する3日を限度として算定	518円／1日 (1ヶ月に1回、連続する3日まで)
	特定治療	上記緊急時に特定のリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合	診療報酬×10円

【特別診療費】

項目	内容	利用料金
感染対策指導管理	施設全体で感染対策を行っている場合	6円／1日
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	施設全体で褥瘡対策を行っている場合及び日常生活自立度がB以上の方のみ	6円／1月

重度療養管理	要介護 4 又は 5 であって、頻回な喀痰吸引を実施する状態の方や身体障害者障害程度が 4 級以上でかつストーマの処置を実施しているなど医学的管理のもと所定の対応が行われた場合に算定		125 円／1 日
薬剤管理指導	薬剤師が医師の同意を得て、利用者に対して投薬又は注射及び薬剤管理指導を行った場合 週 1 回に限り、月 4 回を限度として算定		350 円／1 日
	薬学的 管理指導	疼痛緩和のために麻薬等の投薬又は 注射が行われる利用者に対して、薬剤 使用に関する必要な指導を行った場合	50 円／1 回
医学情報提供料	( I )	担当医師より、退所時に病院へ紹介文書を 記入した場合	220 円／1 回
	( II )	担当医師より、退所時に診療所へ紹介文書 を記入した場合	290 円／1 回
理学療法	( I )	常勤の理学療法士が勤務しており、利用者 に対して計画書を作成し理学療法を個別に 行った場合	123 円／1 回
	( II )	個別的訓練を行う必要のある利用者に対し て、従事者と利用者が 1 対 1 で行った場合	73 円／1 回
	利用開始後 4 ヶ月を超えた期間において 1 ヶ月に 11 回以上理学・作業療法を行った場合は、11 回 以降は上記所定単位数の 100 分の 70 に相当する 単位数を算定		所定単位数の 100 分の 70
作業療法	常勤の作業療法士が勤務しており、利用者に対し て作業療法を個別に行った場合		123 円／1 回
	利用開始後 4 ヶ月を超えた期間において 1 ヶ月に 11 回以上理学・作業療法を行った場合は、11 回 以降は上記所定単位数の 100 分の 70 に相当する 単位数を算定		所定単位数の 100 分の 70
理学療法及び 作業療法に係る加算	リハビリ 計画加算	病院退院後や要介護・要支援認定を 受けた日から初めて利用した月に限 り、リハビリ計画書を策定し理学療法 ( I )又は作業療法を行った場合	480 円／1 月
	日常動作 訓練指導 加算	基本的動作能力又は応用的動作能力 若しくは社会的適応能力の回復を図る ための日常動作の訓練及び指導を月 2 回以上行った場合に月 1 回を限度と して算定	300 円／1 月
摂食機能療法	脳血管疾患等による後遺症により、摂食機能に障 害がある方に対して、嚥下訓練を行った場合		208 円／1 日 (1 ヶ月 4 回を限度)

### (3)介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

種類	内容	利用料金
※居住費	光熱水費相当分 室料+光熱水費相当分	多床室 0~697円／1日 個室 550円~1,728円／1日
※食費	食材費+調理費相当分	300円~1,445円／1日 (朝415円 昼480円 夕550円)
日常生活品費	施設で設置している石鹼、シャンプー類、 おしぶり等の費用になります。	130円／1日
教養娯楽費	施設でご用意するレクリエーションの材料 費や遊具等の費用になります。	100円／1日
電気器具電源 使用料	私物持込みの電気器具につきましては、 電源使用料をいただきます。	50円／1日
施設洗濯代	ご希望時に、施設職員により私物洗濯を行った場合にお支払いいただきます。	550円／1kgあたり
入所セット代	衣類・タオル・日用品を定額料金でご利用いただけます(洗濯込)。 利用者様と外部業者との直接契約となり、施設利用料とは別請求となります。	実費 (別紙参照)
各種診断書料	生命保険診断書・死亡診断書 等	実費
理美容代	理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。	実費

※負担限度額の段階により利用料金が決定します。

### (4)利用料金の支払い

- お支払い方法は、基本的に利用者またはご家族の預金口座振替(自動引き落とし)となります。
- 入所費等は1ヶ月毎に請求します。
- 毎月10日頃に前月分の請求書を発行しますので、利用契約時に申し込んでいただいた指定預金口座よりその月の20日に引き落としとなります。(20日が銀行営業日でない場合は、翌営業日が振替日になります。)
- 別のお支払い方法をご希望の場合はご相談ください。

## 7. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人慶明会 けいめい記念病院
所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野762番地
診療科	内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・リウマチ科・脳神経外科 整形外科・リハビリテーション科・眼科・耳鼻咽喉科

## 8. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	弓場歯科医院
所在地	宮崎県宮崎市花ヶ島町赤江1366-2

## 9. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 午前9時～午後7時 上記時間以外で面会をご希望される場合は、事前にご連絡ください。 感染対策の為、変更になる場合がございますのでご了承ください。 面会の際は、必ず面会者名簿にご記入ください。
外出	外出される場合は、事前に身元引受人よりお申し出ください。所定の届出書がございますのでご記入ください。 外出時に他の医療機関を受診する場合は当施設医師の紹介状が必要になります。事前に必ずお申し出ください。また、病状が急変し、受診される場合も必ずご連絡ください。
薬	短期入所利用時には、利用日数分の薬をお持ちください。
洗濯	原則、お持ち帰り頂くかご家族対応でお願いします。
居室、設備、器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。火気類のお持ち込みは厳禁とさせていただきます。
喫煙	敷地内においては禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	金銭・貴重品の持ち込みは、原則お断りいたします。紛失については責任を負いかねますのでご了承ください。
所持品の持ち込み	必要以上の物品の持ち込みはお断りします。 持ち込まれた物品に関しては、全て名前の記載をお願いします。
営利行為、宗教活動、政治活動	多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内での営利行為宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
その他	防犯や利用者の安全のために、各階フロア廊下や出入り口にモニターカメラを設置しています。

## 10. 虐待防止の推進について

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じます。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (2) サービス提供中に、当施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. 身体の拘束その他行動制限について

(1)原則として利用者に対し身体拘束を廃止とし、以下の通りとします。

- ① 利用者または他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、そのほかの方法により利用者の行動を制限しません。
- ② 前項により利用者の行動を制限する場合は、事前に利用者の心身の状態、行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間については、利用者の家族(身元引受人)の同意確認のため、所定の書類を用いて同意書名をいただくこととします。

## 12. 災害対応について

(1)防火管理者:事業所職員を充てて対応します。

(2)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼します。点検の際は防火管理者が立会います。

(3)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

(4)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

(5)消防計画に則り、年2回夜間及び昼間を想定した防災訓練を行います。

(6)隨時、非常災害用設備の使用方法の徹底を図ります。

(7)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 13. 事故発生時の対応

(1)サービス提供により事故が発生した場合には、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

(2)施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

(3)当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 14. 褥瘡対策等について

利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

## 15. 衛生管理について

(1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(2)感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(3)栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。

(4)定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

## 16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 17. 個人情報の取扱い

- (1) 当事業所は個人情報保護法に基づき、利用者の個人情報を適切に取り扱いします。つきましては、掲示、説明した個人情報に関する内容について同意を頂きます。
- (2) 利用者個々の希望による個人情報の使用範囲、及びプライバシーに関する希望にも出来るかぎり対応します。

## 18. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

介護医療院 ひまわり	苦情解決責任者 管理者 岩城 彰
	対応担当者 清 浩樹
	電話番号 0985-75-7012
	FAX番号 0985-75-7015
	対応時間 月～金曜日 8:30～17:30

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

国富町役場 保険介護課	所在地 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地 電話番号 0985-75-9423
宮崎市役所 福祉部介護保険課	所在地 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号 電話番号 0985-21-1777
綾町役場 福祉保険課	所在地 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地 電話番号 0985-77-1114
宮崎県庁 長寿介護課	所在地 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985-35-5301
宮崎県国民健康保険 団体連合会	所在地 宮崎県宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5301

※上記以外の方は、各市町村窓口までお問い合わせ下さい。

## 個人情報の利用目的

(令和7年11月1日 現在)

けいめい記念病院介護医療院ひまわりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護医療院内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習やボランティアへの協力
  - －当施設において行われる事例研究
  - －当施設において作成する写真等の掲示

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供
  - －ホームページ、広報誌に行事など写真等の掲載

＜別紙3＞

## 「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護医療院が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります)  
※介護保険料滞納者には該当いたしませんのでご注意ください。
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。  
要件①所属する世帯全員が住民税非課税である。  
※ここで「世帯」とは、本人、配偶者(世帯分離している配偶者、内縁関係者を含む)、世帯員のこと。  
②預貯金等が一定額以下であること。

### 【利用者負担第1段階】

- 要件①を満たし、生活保護を受けておられる方か、老齢福祉年金を受けておられる方
- 要件②預貯金等が単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下の方

### 【利用者負担第2段階】

- 要件①を満たし、本人の合計所得金額および課税・非課税年金収入額の合計が 80 万円以下である方
- 要件②単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下の方

### 【利用者負担第3段階①】

- 要件①を満たし、本人の合計所得金額および課税・非課税年金収入額の合計が 80 万円超、120 万円以下である方
- 要件②単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下の方

### 【利用者負担第3段階②】

- 要件①を満たし、本人の合計所得金額および課税・非課税年金収入額の合計が 120 万円超である方
- 要件②単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下の方

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

# 利用料表(1割負担)

【短期入所療養介護】

&lt;多床室&gt;

利用者負担段階  
無し

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	828	1,445	697	130	100	3,200
介護2	927	1,445	697	130	100	3,299
介護3	1,141	1,445	697	130	100	3,513
介護4	1,233	1,445	697	130	100	3,605
介護5	1,314	1,445	697	130	100	3,686

利用者負担段階  
3段階②

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	828	1,300	430	130	100	2,788
介護2	927	1,300	430	130	100	2,887
介護3	1,141	1,300	430	130	100	3,101
介護4	1,233	1,300	430	130	100	3,193
介護5	1,314	1,300	430	130	100	3,274

利用者負担段階  
3段階①

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	828	1,000	430	130	100	2,488
介護2	927	1,000	430	130	100	2,587
介護3	1,141	1,000	430	130	100	2,801
介護4	1,233	1,000	430	130	100	2,893
介護5	1,314	1,000	430	130	100	2,974

利用者負担段階  
2段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	828	600	430	130	100	2,088
介護2	927	600	430	130	100	2,187
介護3	1,141	600	430	130	100	2,401
介護4	1,233	600	430	130	100	2,493
介護5	1,314	600	430	130	100	2,574

利用者負担段階  
1段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	828	300	0	130	100	1,358
介護2	927	300	0	130	100	1,457
介護3	1,141	300	0	130	100	1,671
介護4	1,233	300	0	130	100	1,763
介護5	1,314	300	0	130	100	1,844

\*上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります。

# 利用料表(1割負担)

【短期入所療養介護】

&lt;従来型個室&gt;

利用者負担段階  
無し

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	715	1,445	1,728	130	100	4,118
介護2	813	1,445	1,728	130	100	4,216
介護3	1,027	1,445	1,728	130	100	4,430
介護4	1,117	1,445	1,728	130	100	4,520
介護5	1,200	1,445	1,728	130	100	4,603

利用者負担段階  
3段階②

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	715	1,300	1,370	130	100	3,615
介護2	813	1,300	1,370	130	100	3,713
介護3	1,027	1,300	1,370	130	100	3,927
介護4	1,117	1,300	1,370	130	100	4,017
介護5	1,200	1,300	1,370	130	100	4,100

利用者負担段階  
3段階①

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	715	1,000	1,370	130	100	3,315
介護2	813	1,000	1,370	130	100	3,413
介護3	1,027	1,000	1,370	130	100	3,627
介護4	1,117	1,000	1,370	130	100	3,717
介護5	1,200	1,000	1,370	130	100	3,800

利用者負担段階  
2段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	715	600	550	130	100	2,095
介護2	813	600	550	130	100	2,193
介護3	1,027	600	550	130	100	2,407
介護4	1,117	600	550	130	100	2,497
介護5	1,200	600	550	130	100	2,580

利用者負担段階  
1段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	715	300	550	130	100	1,795
介護2	813	300	550	130	100	1,893
介護3	1,027	300	550	130	100	2,107
介護4	1,117	300	550	130	100	2,197
介護5	1,200	300	550	130	100	2,280

\*上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります。

## 利用料表(2割負担)

### 【短期入所療養介護】

〈多床室〉

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	1,656	1,445	697	130	100	4,028
介護2	1,854	1,445	697	130	100	4,226
介護3	2,282	1,445	697	130	100	4,654
介護4	2,466	1,445	697	130	100	4,838
介護5	2,628	1,445	697	130	100	5,000

〈従来型個室〉

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	1,430	1,445	1,728	130	100	4,833
介護2	1,626	1,445	1,728	130	100	5,029
介護3	2,054	1,445	1,728	130	100	5,457
介護4	2,234	1,445	1,728	130	100	5,637
介護5	2,400	1,445	1,728	130	100	5,803

\*上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります

## 利用料表(3割負担)

### 【短期入所療養介護】

〈多床室〉

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	2,484	1,445	697	130	100	4,856
介護2	2,781	1,445	697	130	100	5,153
介護3	3,423	1,445	697	130	100	5,795
介護4	3,699	1,445	697	130	100	6,071
介護5	3,942	1,445	697	130	100	6,314

〈従来型個室〉

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
介護1	2,145	1,445	1,728	130	100	5,548
介護2	2,439	1,445	1,728	130	100	5,842
介護3	3,081	1,445	1,728	130	100	6,484
介護4	3,351	1,445	1,728	130	100	6,754
介護5	3,600	1,445	1,728	130	100	7,003

\*上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります

# 利用料表(1割負担)

(介護予防短期入所療養介護)

&lt;多床室&gt;

利用者負担段階  
無し

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	621	1,445	697	130	100	2,993
支援2	771	1,445	697	130	100	3,143

3段階②

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	621	1,300	430	130	100	2,581
支援2	771	1,300	430	130	100	2,731

3段階①

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	621	1,000	430	130	100	2,281
支援2	771	1,000	430	130	100	2,431

2段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	621	600	430	130	100	1,881
支援2	771	600	430	130	100	2,031

1段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	621	300	0	130	100	1,151
支援2	771	300	0	130	100	1,301

&lt;従来型個室&gt;

利用者負担段階  
無し

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	558	1,445	1,728	130	100	3,961
支援2	685	1,445	1,728	130	100	4,088

3段階②

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	558	1,300	1,370	130	100	3,458
支援2	685	1,300	1,370	130	100	3,585

3段階①

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	558	1,000	1,370	130	100	3,158
支援2	685	1,000	1,370	130	100	3,285

2段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	558	600	550	130	100	1,938
支援2	685	600	550	130	100	2,065

1段階

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	558	300	550	130	100	1,638
支援2	685	300	550	130	100	1,765

\* 上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります。

## 利用料表(2割負担)

### 【介護予防短期入所療養介護】

＜多床室＞

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	1,242	1,445	697	130	100	3,614
支援2	1,542	1,445	697	130	100	3,914

＜従来型個室＞

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	1,116	1,445	1,728	130	100	4,519
支援2	1,370	1,445	1,728	130	100	4,773

\*上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります。

## 利用料表(3割負担)

### 【介護予防短期入所療養介護】

＜多床室＞

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	1,824	1,445	697	130	100	4,196
支援2	2,265	1,445	697	130	100	4,637

＜従来型個室＞

要介護度	基本料金	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	合計(1日)
支援1	1,638	1,445	1,728	130	100	5,041
支援2	2,013	1,445	1,728	130	100	5,416

\*上記の合計金額に別紙資料にある加算項目を利用された場合は、それぞれを加算した金額になります。

# 介護医療院短期入所療養介護利用契約書及び同意書

けいめい記念病院介護医療院ひまわりを入所利用するにあたり、介護医療院短期入所療養介護利用契約書及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

## <事業者>

住 所 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野 762 番地

事業者 けいめい記念病院介護医療院ひまわり

管理者 岩城 彰 殿

## <利用者>

住 所

氏 名

## <利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

## 【本契約第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄 )	
住 所	〒	
電話番号	自宅	携帯

【本契約第12条3項緊急時及び第13条3項事故発生時の連絡先】

<身元引受人>

氏名	(続柄)	
住所	〒	
電話番号	自宅	携帯
勤務先名		
勤務先 電話番号		

<上記以外での連絡先>

氏名	(続柄)	
住所	〒	
電話番号	自宅	携帯
勤務先名		
勤務先 電話番号		